

『西国順礼大縁記』について

— 解説並びに翻刻文、校訂・解説文 —

稲垣泰一

【解説】

一

架蔵の『西国順礼大縁記』（写本）一冊について、簡単な解説とともに、翻刻文、校訂・解説文を付して紹介することとする。

まず、書誌を記しておく。

江戸後期の写本一冊。料紙は楮と楮の交ぜ漉き。縦二八・九糎、横二十・二糎。表紙・裏表紙とも本文共紙。袋綴、仮綴。全十二丁、墨付本文十丁。本文は每半葉十行。拙い手跡の平仮名主体の漢字交り文。外題は表紙中央に打ち付け書きで、「西国順礼大縁記」と大書する。

本書は西国三十三所観音霊場巡礼の起源とその展開、及び巡礼の功德、効験、利益などについて、一冊本として書き記したものである。その内容の梗概を記すと次の通りである。

霊亀二年（七一六）の頃、大和国長谷寺の開山徳道上人は百万部の法華経を書写し、その供養の導師を誰にすべきか悩んでいた。すると、閻魔王から請ぜられ、播磨国書写の開山性空上人を導師とすべき由告げられる。そこで、徳道上人は性空上人に頼み、供養を遂げた。

供養の後、性空上人は閻魔王の所へ参る。閻魔王は、日本国に生身の観音霊場が三十三所あること、それを順礼した者は、必ず浄土に迎える

られると誓願したことを告げる。そして、その旨を記した日記を性空上人に与える。上人は近頃の衆生は信じまいと申し上げると、閻魔王は順礼の者には、極楽浄土へと観音が必ず迎えにやってくるよとの新たな祈請をし、その祈請文と先の日記を上人に授ける。上人はそれを津の国中山寺に納めた。

養老二年（七一八）のこと、熊野権現は卑しい凡夫に身を変え、衆生済度のため、中山寺から性空上人が納めた日記を取り出し、始めて順礼を行った。

その後、花山法皇は十九歳の時、河内国石川郡磯長里の上宮（聖徳）太子の御墓近くに住む仏眼上人を召し出し、上人を戒師として出家、法名を入覚と称した。法皇が仏眼上人に、どのような布施でも与えたと仰せられると、仏眼上人は靈龜二年に性空上人が中山寺に納めた日記を召し出し、衆生をお助けなさるようにと申し上げる。法皇は日記を拜見し、永観

二年（九八四）三月十五日、仏眼上人を先達として、御供の人々と共に、熊野那智山如意輪堂より始めて、順礼なさった。仏眼上人は法皇に、三十三所観音霊場で歌を一首ずつ詠まれるようにと告げ、仏眼上人は第三十三番の美濃の谷汲で、三首の歌を詠じる。こうしてこの順礼を結願する。それは熊野那智山より始めて、美濃の谷汲まで、国数は十二カ国、道程は七百十四里、日数は七十五日であった。

順礼を終えると、仏眼上人は内裏に一日逗留し、熊野那智山証誠殿に用があると述べて消え失せる。法皇は仏眼上人が熊野権現の変化の者であると察し、熊野に参詣して、七日間参籠する。すると、熊野権現が現れ、順礼の輩には、今生では解脱の種を守り、来世では七世の父母、兄弟、眷属まで成仏させるとの御託宣がある。法皇は尊く思い、その後、那智に千日籠って、下向の時には二度目の順礼を行った。

続けて、順礼には十の徳があること、熊野権

現の御託宣、及び富士権現の御託宣を記す。

最後に、この縁起を一度聴聞の者は順礼を一度したことに当たること、また、これを信仰する者は寿命が延び、七珍万宝の泉が湧くなどの御利益があると述べる。そして、この縁起を一日に一度は読むべきこと、読まない時は、毎朝頭上高く戴くべきであると説いて結ぶ。

やや長い梗概になってしまったが、要点を整理して記すと、

- ① 長谷寺開山徳道上人が法華經書写供養の導師として、閻魔王から性空上人を推挙される。
- ② 性空上人は閻魔王宮に参り、閻魔王から、日本国の観音霊場三十三所の所在を示した日記を授かり、蘇生して、それを津の国中山寺に納める。
- ③ 熊野権現が凡夫に变じ、中山寺から日記を取り出し、順礼を始めて行う。
- ④ 花山法皇は仏眼上人を戒師として出家し、上人を先達として、熊野那智山から美濃の谷汲

までの観音霊場三十三所の順礼を行う。

- ⑤ 仏眼上人は熊野権現の変化である。
 - ⑥ 熊野権現と富士権現の御託宣がある。
 - ⑦ 順礼の功德、効験、利益を述べ、本書の聴聞、読み上げ、及び信仰を勧める。
- にまとめられよう。

二

ところで、西国三十三所観音霊場の成立とその巡礼の起源については、歴史的事実としての詳細は不明であるが、通説では、平安時代末期のことであろうとされている。^①

観音霊場巡礼の起源伝承を記す文献資料としては、次の(ア)〜(エ)が挙げられる。

- (ア) 十五世紀前半成立、『枝葉抄』(醍醐寺蔵)の「観音卅三所」の記事。^②
- (イ) 文安三年(一四四六)成立、『璣囊抄』卷十二一九、「卅三所観音事」の記事。^③
- (ウ) 享徳元年(一四五二)成立、『竹居清事』

の記事⁽⁴⁾。

(エ) 明応八年(一四九九)頃成立、『天陰語録』の記事⁽⁵⁾。

(ア) はすでに拙稿で指摘した文献資料である。『枝葉抄』は十五世紀前半に醍醐寺報恩院十世、第百二十代東寺長者の大僧正隆源によって著された雑録で、醍醐寺関連の諸記録、聞書などが記されている。醍醐寺蔵本には隆源自筆の十冊本と五冊本があるが、「観音卅三所」は十冊本の中の一冊である。ここでは観音霊場三十三所の寺院名、本尊名が国別に順次掲げられている。注目すべきは、最末尾に「或云」として、普賢寺僧正覚忠(長谷僧正と号す)が頓死して閻魔王宮に参り、閻魔王から日本国の生身の観音の霊場三十三所の在所を示され、蘇生して後に参詣を開始し、それ以後天下に知られるようになったという、巡礼起源伝承が記されていることである。

覚忠(一一一八—一一七七)は平安末期の天台宗寺門派の僧で、関白藤原忠通の子息である。応

保二年(一一六二)第五十代天台座主、長寛二年(一一六四)大僧正、仁安三年(一一六八)第三十二代園城寺長吏になっている。また、覚忠は『寺門高僧記』巻六「覚忠伝」によれば、応保元年(一一六一)正月に三十三所観音霊場巡礼を始め、日数七十五日で巡礼を行った僧である(『寺門伝記補録』巻九では「前大僧正覚忠三十三所巡礼記」)。この覚忠の冥界訪問譚を巡礼の起源とする伝承は、管見では他の文献資料には見出せず、西国三十三所観音霊場巡礼の由来を説く最古のものとして重要である。

(イ) は洛東観勝寺の学僧行誉が、文安三年(一四四六)に撰述した雑纂の事典である『塋藁抄』巻十二十九の「卅三所観音事」に見られる記事である。そこでは那智山如意輪堂から始まり、寺院名、本尊名、所在地、願主または建立者名を掲げ、最後は御室戸寺で終える。末尾には順番には諸説あるとし、この記は久安六年(一一五〇)長谷僧正(覚忠のこと)が参詣した次第であるとする。また、ある

夜、長谷僧正が夢で閻魔王宮に参り、日本の生身の観音三十三所を註した記録を見るが、それがこの日記であるとする。これは(ア)の『枝葉抄』の起源伝承と類似したもので、その異伝ともいべき起源伝承といえよう。

(ウ)は享徳元年(一四五二)に、五山僧慧鳳が記した語録である『竹居清事』の「搏桑西州三十三拝巡礼観音堂図記」の項に記されているものである。それは次のような内容である。永観年中(九八三―九八五)、花山上皇が仏眼上人を戒師として出家する。すると、仏眼上人は、昔、養老年間(七一一―七二四)に長谷寺の得(徳)道上人が頓死して冥府に至り、閻魔王から観音霊場三十三所の名の印文を授かる。得道上人は蘇生して後、それを中山寺に納めたと告げる。これを知った花山上皇は、中山寺から印文を召し出し、仏眼上人を伴って観音霊場三十三所の巡礼を行った。

この起源伝承は、近世期に敷衍、増幅されて展開する起源伝承の根源ともいべき内容で、その最も

古い記録といえる。

(エ)は明応八年(一四九九)頃、十五世紀後半に著された五山僧竜沢の語録、『天陰語録』の「越前河合荘岩坂三十三所巡礼観音安座点眼法語」の項の記事である。それは次のような内容である。養老年中、大和国長谷寺の威光上人が頓死して、冥府に至る。閻魔王から観音の霊場三十三所を教えられ、その宝印を賜る。上人は蘇生後、それを中山寺に納める。その後、寛和二年(九八六)夏、花山上皇は十九歳で出家、入覚と称した。そして観音霊場巡礼を始めた。それは南紀那智に始まり、東濃谷汲に終るものであった。

これは(ウ)の得(徳)道上人の巡礼起源伝承を威光上人に変えた、変奏ともいべき起源伝承である。

右に掲げたような三十三所観音霊場巡礼の起源伝承は、近世期に至ると西国三十三所観音霊場記、または西国三十三所観音霊場記図会などの冒頭に、その由来を示す形で記述される。例えば、松誉

巖的著『西国三十三所観音靈驗記真鈔』（宝永二年

（一七〇五）刊）の冒頭の「西国三十三所之権輿」

は本書とほぼ同一内容である。本書の要点の①～⑥
全てを順次含んでおり（ただし、②で閻魔王宮に参
るのは徳道上人）、また、語句、筋の展開、表記も
一致するところが多く、本書の原拠といふべきもの
である。ただし、本書とは小異もある。本書では要
点⑦を付加するなど、敷衍、増幅している部分もあ
るので、本書の直接の典拠とはいえない。

次に、厚誉春鶯述・辻本基定図『西国三十三所靈
場記図会』（弘化三年（一八四六）刊）の冒頭「西
国三十三所順礼の由来」では、徳道上人の冥界訪問
譚、花山天皇の出家、仏眼上人との巡礼譚などを画
図を挿入して詳述する。近世期の順礼起源伝承とし
て、完成された様相を示している。

更に、暁鐘成編『西国三十三所名所図会』（嘉永
六年（一八五三）刊）の冒頭「観音霊地順拝之権
輿」では、これまで見てきた巡礼起源伝承の諸説を、
典拠を掲げて詳述している。その意味で、諸伝承の

総集編ともいふべき内容になっている。

三

以上述べてきたような、西国三十三所観音霊場巡
礼の起源伝承とその展開について、あらためて一冊
本としてまとめて書き記されたものが本書なのであ
る。同類の一冊本としては、架蔵本に『西国三拾
三所由来』（元治元年（一八六四）四月写）がある。
全四十一丁で詳しい内容である。また、長谷寺本願
院蔵刊『西国順礼縁起』が翻刻、紹介されている。

最近、恋田知子氏は「『西国巡礼縁起』の構造と
展開」で、このような一冊本の諸本と二系統の冥界
譚（徳道上人・威光上人の冥界譚）について、詳し
く調査、検討している。また、西国巡礼縁起説話の
諸相、構造、意義などを考察する。関連文献年譜を
付しているのが有益である。

最後に、本書の校訂・解説文の注（11）以下（要
点⑦に相当）に、本書の内容を聴聞したり、読み上
げたりする功德、効験、利益などを記述している部

分について考えてみる。このような記述は、かつて拙稿でも触れた通り、『富士人穴双紙』にも見られるものである。即ち、このような記述は、霊場参詣、巡礼のいわゆる〈講〉組織の仲間うちで鼓吹され、書き記されたり、読み上げられたりしたものと考えられるのである。それは、本書が平仮名主体の本文になっていること、音読をそのまま表記した形跡（仮名遣い、当て字など）を残していることから証されよう。

(注)

- (1) 西国三十三所観音霊場の成立、巡礼の起源、展開、意義などについての研究は数多くあるが、特に、速水侑著『観音信仰』（塙選書、昭和五十七年（一九八二））が手堅く、詳細である。また、真野俊和編『本尊巡礼』（講座日本の巡礼第一巻、雄山閣、平成八年（一九九六））も参考になる。
- (2) 総本山醍醐寺編『枝葉抄、影印・翻刻・註

解』（醍醐寺叢書、研究篇、勉誠出版、平成二十二年（二〇一〇））所収。初出は、醍醐寺文化財研究所「研究紀要」第二十号（平成十七年（二〇〇五）六月）。

(3) 日本古典全集（昭和十一年（一九三六）刊）。

濱田敦・佐竹昭広共編『塵添壘囊鈔・壘囊鈔』（臨川書店、昭和四十三年（一九六八））。

(4) 続群類從第十二輯上所収。

(5) 続群類從第十三輯上所収。

(6) 注（2）に同じ。また、拙著『となりの神

様仏様』（小学館、平成十六年（二〇〇四）一六一頁）。

(7) 別稿で翻刻・紹介を予定している。

(8) 略縁起研究会編『略縁起 資料と研究2』（勉誠出版、平成十一年（一九九九））。

(9) 恋田知子著『仏と女の室町 物語草子論』（笠間書院、平成二十年（二〇〇八））第八章。

初出は、「巡礼記研究」第三集（平成十八年

（二〇〇六）九月）。

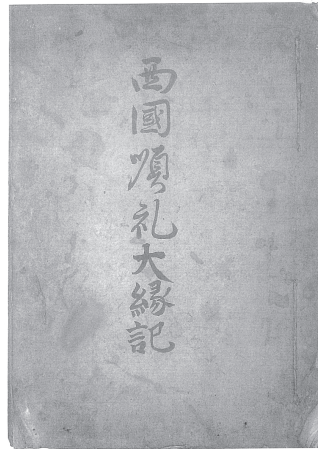
(10)

拙稿「『富士人穴双紙』（嘉永元年写本）翻刻並びに解説」（金城学院大学論集、国文学編第二十七号、通卷一一二号、昭和六十年（一九八五）三月）。なお、この書の諸本と研究は小山一成著『富士の人穴草子、研究と資料』（文化書房博文社、昭和五十八年（一九八三））が詳しい。

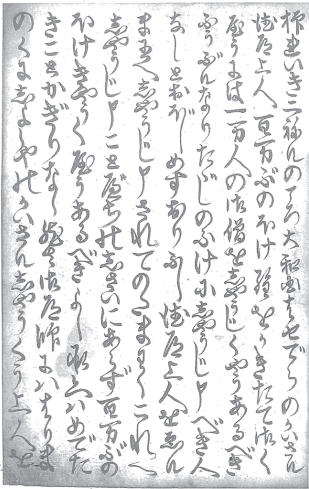
〔付記〕

本稿作成に当たり、言語文化研究所準研究員、名嘉友子氏の協力を得たことを付記しておく。

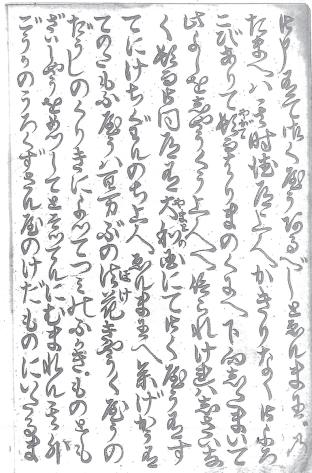
表紙 (一才)



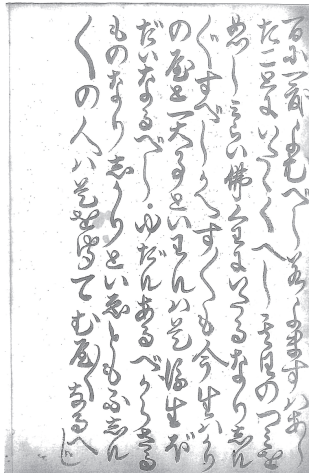
本文冒頭 (二才)



本文 (二ウ)



本文末尾 (十一ウ)



【翻刻文】

一、丁替わり、表・裏は（ ）内に丁数、オ・ウの順で示した。

一、行数は上部に算用数字で示した。

一、本文はすべて原文通りとした。

一、不審な部分は（ママ）とした。

一、旧漢字はそのままとした。

一、傍書はそのままとした。

一、「ㄱ」は「より」、「ㄴ」は「候」とした。

西国順礼大縁記（中央）

（白）

（一ウ）

1 抑れいき二ねんのころ大和国はせでらのかいさ
 ん

2 徳道上人百万ぶのほけ経をかきたて御く

3 やうには一万人の御僧をしやうじくやうあるべ
 き

4 ふうぶんなりたゞしのふけにしやうじ申べき人

5 なしとおぼしめすおりふし徳道上人をゑん

6 ま王へしやうじ申されてのたまわくこれへ

7 しやうじ申ことべちのしさいにあらざ百万ぶの

8 ほけきやうくやうあるべきよし承候へはめでた

9 きことかぎりなし然は御道師（まぢ）にははりま

10 のくにしよしやのかいさんしやうくう上人を」
 （二オ）

1 御申有て御くやうあるべしとゑんま王の

2 たまへは其時徳道上人かきりなく御よろ

3 こびありて頓（が）而（が）はりまのくにへ下向したまいて

4 此よしをしやうくう上人へ仰られければしさい

な

5 く頓（が）而（が）御同道有（やまの）大和国にて御くやう有す

6 てにけちぐわんのち上人えんま王へ参げかう有

7 てのたもふやうは百万ぶの法（ほ）花（け）きやうくやうの

8 だうしのくりきによつてつみのふかきものとも

9 ざいしやうをめつしてとそつてんにむまれん其
 外

- 10 ごうかのうろくずさんやのけだもの^(二ウ)にいたるま」
- 1 てつみめつして浄土に生れんいわくかえすくも
- 2 有がたく候末世のしゆじやう成仏すべきために御ふせを参らすべく候なり大日本こく^(二ウ)中
- 3 にしやうじんのくわんぜをん三十三所ましますな
- 4 りこのくわんをんの一たび^(マ)順礼を申たらんもの^(二ウ)はかならず浄土にむかへ候べしとゑんわうかたく御
- 5 せいぐわん有此よしあまねく御す、め有て順礼せられ候へとにつきをしるし上人に奉りたまへば
- 9 かやうにくはしく承候て有がたく存候へ共いまほどの
- 10 しゆじやう是をもふしん申べく候間誠御こゝろ」^(二オ)
- 1 ざしましまざばしやうもん一筆給り候へと申さ
- 2 せた
- 3 まへはゑんま王さらばとて御身よりちをいだし
- 4 であらたにきしやうあそばしける抑順礼の輩
- 5 において十あく五ぎやくのつみをむりやうかう
- 6 が間つくりたる人成共つみをめつし地^(二ウ)こくに
- 7 おとすべからずすみやかに極楽浄土くわんをんの御みづかられんだいをさ、げしゆじやうむかいにらいかういんじやうしたもふことうたがいなし
- 8 このことも^(マ)ふごうならば十王共にごごくにおつべき
- 9 ときしやうと日記をしやうくう上人に奉りたまへは
- 10 上人かぎりなく御よろこび有て頓而つ^(二ウ)のくになか山てらにをさめたまふ去程にやうらうぐわん

- 3 ねんのことなるに熊野ごんげんはいやしきほん
 4 ふにげんじしゆしやう御たすけあるべき御ぐわ
 ん有
 5 なか山寺よりしやうくう上人のおさめたまふ日
 6 記を申いだしてはじめて順礼をしたまふその
 7 年のすゑにくわさんの法皇御とし十九と申に
 8 御出家有てけんきの人をたつねたもふに有
 9 時かわちのくに石かわこうりいそなか里淨くう
 10 太子の御はか所へちよくしをつかわされし」
 (四オ)
- 1 につかた共しらずこつじきひじり老人来り
 2 たもふちよくしすかたを御らんじて有所に御
 3 まなこよりこんじきのひかりさしたもふも
 4 召くだしちよくし上洛ありて御かどのせんじ
 5 には御まなこよりこんじきのひかりさしたもふ
 6 人なれはすなわち御名を仏げん上人とせんじ
 7 をなしくだされたまいて御かいしの御ほうに
 8 たのみて御年十九と申に御しゆつけにて御法
 9 名をばにうかくとぞ申ける其時法皇上人に
- 10 むかいたまひてのたまわく御ふせは七ちんまん
 ぼう
 1 くにしよりやうのぞみにまかせてまいらすべき
 と
 2 仰ければ仏けん上人こたへていわくわれこつじ
 3 きの身なれば七ちんまんほうもむやくなりく
 4 にもしよりやうもなにかせんすてにてんかの
 5 大わうにてましませ共ひとりむまれてひとり
 6 しすとをもふめいどのみちには王もなしと申せ
 7 は我等がやうなるこつじきしやもんひとり
 8 むまれてひとりしすべしげに御心ざしあらば
 9 あくごうふうきしゆ生成仏し候はんふせをたひ
 候へ
 10 と仰ければ法皇仰有やうは我末世のくらい」
 (五オ)
- 3 にもして参らせたきと仰ければ上人こたへ

- 4 ていわくれいき二ねんにはりまのくにしよしや
 5 のかいさんせうくう上人にゑん王より大日
 6 本国中にしやうじんの観世音三十三所まし
 7 ます此そじやうをにつきにしるしせうくう上人
 8 に奉りたもふを津のくになか山寺におさめ
 9 たもふ是を召出してしゆしやうに御たすけ候へ
 と
 10 申させたまへはやすき間こと、て頓而なか山」
 (五ウ)
- 1 てらへちよくしをたて、かのにつき出してはい
 2 けん有永寛二ねん甲申年三月十五日法
 3 皇大里を御たち有て御共の人々にはそう
 4 つへんのんけんはん其外くきやうの人々ほつ
 5 しんして御供なり仏けん上人御さきだち
 6 にて熊野なち山にういおうたうよりはじめて
 7 順礼をしたもふ其時上人のたもふ三十三所くわ
 ん
 8 おんの御まへにて御うた一しゆつ、あそばされ
 候へ
- 9 と有仏けん上人の御うたに三十三ばんみの、
 10 たにくみにてあそばし候けさまてはをやとた」
 (六オ)
- 1 のみしをいするをときやおさむるみの、たにく
 2 み世をてらす仏しるしありければまたとも
 3 しひもきゑぬなりけりよろつよのねかいは
 4 こ、にをさめをく水はこけよりいするたに
 5 くみかくのこことくけちくわん有て熊野
 6 なち山よりみの、たにくみまで国かす十二ヶこ
 く
 7 みちのつもりは七百十四りまた日のかすは七十
 8 五日なりされは順礼三月十五日よりはしめ
 9 て六月朔日迄七十五日なりこれをほんとし
 10 て順礼有へく候なり去程に仏けん上人だいら」
 (六ウ)
- 1 に参りて一日とうりう成法皇にたもふしは
 2 らくこれに有べく候へとも熊野なち山しやう
 3 へに用有法印にて候間いとま申候べし
 4 なをもつてしゆじやうに御す、め有て順礼

5 かうぎやうあるべしいかなるつみふかきもの
 6 なりともざいしやうをめつして成仏うたが
 7 い有べからすと仰有て其まゝかきけすやう
 8 に仏けん上人うせたもふ其のち法皇せん
 9 じにはさて此あいだの仏けん上人は熊野ごん
 10 けんのへんけにてましますなりかゝるたつ」
 (七才)

1 とき御ことはよにもあるへく候いま一度熊野
 2 にさんけい申べしとて御用い有てくまの山
 3 しやうくでんにつきたもふ法皇御きねん
 4 有やうはあをぎねがわくは今一度仏けん
 5 上人にたいめんさせてたびたまへたいめん
 6 申さずは二度みやこへかへらじと御きねん
 7 有て一七日参ろうある所にまんずる夜はん
 8 にくまのゝこんけんたまのすたれを御あけ
 9 有てあらたにげんじいてさせたまへ法皇に
 10 をかまれさせたもふ御たくせん有て抑順礼の」
 (七ウ)

とちから
 1 輩ををいてはこん生にてかいとくげだつたね

を

2 あんのんにまもるべしまたらいせにては七世の
 3 ぶもきやうだいけんぞくに至迄成仏させせんこ
 4 とうたがい有べからすとへ六親のうち一人
 5 もれあくだうへおつることあらばわれ其く
 6 るしみをたすけ順礼の一もんもらさす成
 7 仏させせんことうたがいなしとこんけん御た
 8 くせん有順礼の人々まゆの間とあしのおう
 9 らとにこんじきのほんじすわるなり一ばん
 10 にあびらうんけん二はんに南無阿弥陀仏三」
 (八才)

1 はんになむ大じ大ひ觀せをんととのふへし
 2 とのたくせんなり法皇も弥々たつとくを
 3 ぼしめし其後なちにせんにち御こもり有
 4 て御げかうの時はかさねて御じゆんれい法
 5 皇も二度御順礼熊のゝこんけんも一度は
 6 いやしきぼんぶにへんじ一度は仏けん上人に成
 7 て二度御しゆんれいありいかにいわんやたか
 8 きいやしきおしなめて順礼申さぬ人はたゝ

- 9 みをおもはぬこゝろ成べし又順札に十のどく
 10 のこと一にはほとけの三十二そうをぐそくし六
 くわん
 (八ウ)
- 1 おんのほんじ眞のてにすわるなり二つに
 2 はしやうじんあいぜんのまねき六道りん糸の
 3 くをはなれじきに成伝うたがいなし三つに
 4 は七なんそくめつ七ふくそくしやうなるべし
 5 四つにはぐちのつみめつしてちへさいかくをか
 うむり
 6 ひんせんのはふつきあたへぶつほうをさ
 7 づけたもふなり五つにはげんぜあんのんむ
 8 ひやうゑんめいしそんはんじやうす六つには三
 あ
 9 くたうにまよわずあくじさいなんのがし
 10 たもふなり七つには一生の間せんそうを
 (九オ)
- 1 くやうするにあたるなり八つには仏神のかい
 2 ご有てなにごともしよぐわんじやうちう九つに

- 3 はすなわち浄土にむまるゝ十にはふだらく
 4 せかいにいたりてくわんをんとだうざするな
 5 り又こんけんの御たくせんに我まへにむち
 6 をうち馬にのりて三十三度参らんよりこつ
 7 じきをして成共一度順札をして我まへ
 8 に参るならば三つのきさはしをおりて
 9 三とらはいをしてかへすべしとの御たく
 10 せんなりたとへは順札のそみなれ共て
 (九ウ)
- 1 あしのかなわぬ人は三十三まいのふだをしよも
 ふ
 2 してい糸のうちにをすべし一どしゆんれいに
 3 むかふへし一度しゆん礼の人にやとかし
 4 一かのなかれをくむ人はかならず成伝う
 5 たかい有へからす又札をうちにたる其いへに
 6 は忝なくも天照大神熊野のこんけん三
 7 十三所くわんおん毎日御やうこうあるへき
 8 と御ちかいなりまたふじこんけんの御たく
 9 せんに有順札のくどくかうだいなるゆへ

- | | |
|--|---|
| <p>10 たにくみにてふだを打をさめそれより
 (十オ)</p> | <p>7 がふ人のまへにてはかたることなかれ
 これをうたがふ人は其身はかりにて</p> |
| <p>9 ふじぜんじやういたし候は、一夜こりにて
 ぜんじやうはたすへしとの御ちかいなり</p> | <p>8 あるへからす六しんけんそく共にあく
 たうへおつへきものなりみぎ此ゑんぎ</p> |
| <p>8 きやうにいわくたかさも四十里ひろさも
 四十里四方石をてんにのあまのはこ</p> | <p>7 一日に一度よむべし若よますはあし
 たことにいた、くへし其日のつみを</p> |
| <p>7 ろものみてにて三ねん一どつ、なて、な
 てつくすことあるともち、は、のをんほう</p> | <p>6 かくすべしかへすくも今生はかり
 のやと一大事といわんは是後生ほ</p> |
| <p>6 じがたし去ながらさいこく三十三所</p> | <p>5 だいなるべしゆだんあるべからざる
 ものなりしかりといゑともふしん</p> |
| <p>5 しゆんれい一といたしたるともがらは
 かならずち、は、のをんほう</p> | <p>4 くの人^(ママ)は是を聞てむやくなるへじ</p> |
| <p>4 り此ゑんぎ一度ちやうもんの人^(ママ)はしゆん</p> | <p>3 くれい一度したるにあたるべしこのゑんぎ
 と申は忝もゑんまおうさんたんに</p> |
| <p>3 してしやうじんの御毫にて自筆か
 きをくりたもふものなり是しんかう</p> | <p>2 白</p> |
| <p>2 の人はじゆみやう長をんにして七ちん
 まんほうのいつみわき又これをうた</p> | <p>1 白</p> |
| <p>1 まんほうのいつみわき又これをうた</p> | <p>1 白</p> |

【校訂・解説文】

- 一、段落を適宜施した。
- 一、丁替わり、表・裏は省略した。
- 一、句読点、濁点を適宜施した。
- 一、平仮名を漢字に、漢字を平仮名に適宜改めた。
- 一、仮名遣いは歴史的仮名遣いに改めた。
- 一、「有」「其」「此」「是」「成」「去」は、それぞれ「あり」「その」「この」「これ」「なり」「なる」とした。
- 一、旧漢字は新字体に改めた。
- 一、要検討部分は（へ）内に原文を入れて傍書した。
- 一、語を補った部分は（ ）内に入れて示した。
- 一、原文通りの部分は（ママ）と傍書した。
- 一、（注）を適宜施した。

西国順礼大縁記

抑、靈龜二年^①の頃、大和（の）国長谷寺の開山徳道上人^②百万部の法華經を書きたて、御供養には、

一万人の御僧を請じ、供養あるべき風聞なり。ただし、「能化に請じ申（す）べき人無し」とおぼしめす折節、徳道上人を閻魔へ請じ申されてのたまはく、「これへ請じ申（す）こと別の子細にあらず。百万部の法華經供養あるべき由承（り）候へば、めでたきことかぎりなし。然（れ）ば、御導師には、播磨の国書写の開山性空上人^③を御申（し）ありて、御供養あるべし」と閻魔王のたまへば、その時、徳道上人がぎりなく御喜びありて、やがて播磨の国へ下向し給ひて、この由を性空上人へ仰（せ）られければ、子細なく、やがて御同道あり、大和の国にて御供養あり。

すでに結願。後、上人閻魔王へ参（る）。下向ありてのたまふやうは、「百万部の法華經供養の導師の功力によつて、罪障深き者ども罪障を滅して、兜率天に生まれん。その外、業果の鱗、山野の獸に至るまで、罪滅して浄土に生（ま）れん」。曰く、「かへすがへすもありがたく候（ふ）。末世の衆生成仏すべきために、御布施を参らすべく候（ふ）なり。

大日本国中に、生身の観世音三十三所ましますなり。この観音の一度順礼を申（し）たらん者は、必ず浄土に迎へ候（ふ）べし」と閻王かたく御誓願あり。「この由あまねく御勧めありて、順礼せられ候へ」と日記を記し、上人に奉り給へば、「かやうに詳しく承（り）候（ひ）て、ありがたく存（じ）候へども、今ほどの衆生、これを不信申（す）べく候（ふ）間、誠（に）御志ましますは、証文一筆給（は）り候へ」と申させ給へば、閻魔王「さらば」とて、御身より血を出だして新たに祈請あそばしける。「抑、順礼の輩においては、十悪五逆の罪を無量劫が間作りたる人なりとも、罪を滅し地獄に墮とすべからず。速やかに極楽浄土（に）、観音の御自ら蓮台を捧げ、衆生迎ひに来迎、引摺し給ふこと候ひなし。この事も（し）不合ならば、十王ともに地獄に墮つべき」と、祈請と日記を性空上人に奉り給へば、上人かぎりなく御喜びありて、やがて津の国中山寺に納め給ふ。

さる程に、養老元年のことなるに、熊野権現は卑

しき凡夫に現じ、衆生御助けあるべき御願あり。中山寺より性空上人の納め給ふ日記を申（し）出だして、始めて順礼をし給ふ。その年の末に花山の法皇御年十九と申（す）に、御出家ありて、験気の人を尋ね給ふに、ある時、河内の国石川郡磯長里、上宮太子の御墓所へ勅使を遣はされしに、何方とも知らず乞食聖彦人來（た）り給ふ。勅使姿をこ覧じてあるところに、御眼より金色の光差し給ふも（の）召（し）下し、勅使上洛ありて、帝の宣旨には、「御眼より金色の光差し給ふ人なれば、すなはち御名を仏眼上人」と宣旨をなし下され給ひて、御戒師の御房に頼みて、御年十九と申（す）に、御出家にて、御法名をば入覚とぞ申（し）ける。その時、法皇上人に向かひ給ひてのたまはく、「御布施は七珍万宝、国、所領、望みに任せて参らすべき」と仰（せ）ければ、仏眼上人答へて曰く、「我れ乞食の身なれば、七珍万宝も無益なり。国も所領もなにかせん。すでに天下の大王にてましますども、ひとり生まれてひとり死すと思ふ。冥土の道には王もなしと申せば、

我等がやうなる乞食沙門もひとり生まれてひとり死すべし。げに御志^(まごし)あらば、悪業、富貴、衆生成仏し候はん布施を賜び候へ」と仰(せ)ければ、法皇仰(せ)あるやうは、「我れ末世の位を受け、すでに天下の王とそなはり候へども、末世の衆生成仏し候はんため、布施をばいかにもして参らせたき」と仰(せ)ければ、上人答へて曰く、「靈龜二年に、播磨の国書写の開山性空上人に、閻魔王より大日本国中に生身の觀世音三十三所まします、この訴状を日記に記し、性空上人に奉り給ふを、津の国中山寺に納め給ふ。これを召(し)出(だ)して衆生^(まうま)に御助け候へ」と申させ給へば、やすき間^(ま)こととて、やがて中山寺へ勅使を立てて、彼の日記出(だ)して拝見あり。

永寛^(マ)二年甲申年三月十五日、法皇内裏^(大里)を御発ちありて、御供の人々には、僧都⁽⁸⁾へん^(下)のん、けんはん、その外、公卿の人々発心して御供なり。仏眼上人御先達にて、熊野那智山如意輪堂⁽¹⁰⁾より始めて、順礼を給ふ。その時、上人のたまふ「三十三所觀音の御

前にて御歌一首づつあそばされ候へ」とあり。仏眼上人の御歌に、三十三番美濃の谷汲にてあそばし候(ふ)。

今朝までは親と頼みし笈摺を解きや納むる美濃の谷汲

世を照らす仏しるしありければまだ灯も消えぬなりけり

万代の願ひはここに納め置く水は苔より出づる谷汲

かくのごとく結願ありて、熊野那智山より美濃の谷汲まで、国数十二ヶ国、道の積もりは七百十四里、また、日の数は七十五日なり。されば、順礼三月十五日より始めて、六月朔日まで七十五日なり。これを本として、順礼あるべく候(ふ)なり。

さる程に、仏眼上人内裏に参りて一日逗留なり、法皇に(の)たまふ。「しばらくこれにあるべく候へども、熊野那智山証誠殿に用あり。法印にて候(ふ)間、いとま申(し)候(ふ)べし。なほもつて衆生に御勧めありて、順礼興行あるべし。いかな

る罪深き者なりとも、罪障を滅して成仏疑ひあるべからず」と仰(せ)ありて、そのまま搔き消すやうに、仏眼上人失せ給ふ。その後、法皇宣旨には、「さてこの間の仏眼上人は、熊野権現の変化にてましますなり。かかるたつとき御事は世にもあるべく候(ふ)。いま一度、熊野に参詣申(す)べし」とて、御用意ありて、熊野山証誠殿に着き給ふ。法皇御祈念あるやうは、「仰ぎ願はくは、今一度仏眼上人に對面せさせて賜ひ給へ。對面申さずは、二度都へ歸らじ」と御祈念ありて、一七日參籠あるところに、満ずる夜半に、熊野の権現玉の簾を御開けありて、新たに現じ出でさせ給へ、法皇に拝まれさせ給ふ。御託宣ありて、「抑、順礼の輩においては、今生にて戒徳、解脱の種を安穩に守るべし。また、来世にては七世の父母、兄弟、眷属に至るまで、成仏せさせんこと疑ひあるべからず。たとへ六親のうち一人漏れ、悪道に墮つることあらば、我れその苦しみを助け、順礼の一門漏らさず成仏せさせんこと疑ひなし」と、権現御託宣あり。「順礼の人々、眉

の間と足の裏とに、金色の梵字座るなり。一番にあびらうんけん、二番に南無阿弥陀仏、三番に南無大慈大悲觀世音と称ふべし」との託宣なり。法皇も弥々たつとく思しめし、その後、那智に千日御籠りありて、御下向の時は、重ねて御順礼。法皇も二度御順礼、熊野の権現も一度は卑しき凡夫に變じ、一度は仏眼上人になりて、二度御順礼あり。何に況んや高き卑しきおし並めて、順礼申さぬ人はただ身と思はぬ心なるべし。

又、順礼に十の徳のこと。一(つ)には、仏の三十二相を具足し、六觀音の梵字真の手に座るなり。二つには、生身愛染の招き、六道輪廻の苦を離れ、直に成仏疑ひなし。三つには、七難即滅、七福即生なるべし。四つには、愚痴の罪滅して、智恵、才覚を蒙り、貧賤の者は富貴与へ、仏法を授け給ふなり。五つには、現世安穩、無病延命、子孫繁生す。六つには、三悪道に迷はず、悪事、災難逃し給ふなり。七つには、一生の間千僧を供養するに当たるなり。八つには、仏神の介護ありて、何事も所願成就。

九つには、すなはち浄土に生まるる。十には、補陀落世界に至りて、観音と同座するなり。

又、権現の御託宣に、「我（が）前に鞭を打ち、馬に乗りて三十三度参らんより、乞食をしてなりとも、一度順礼をして、我（が）前に参るならば、三つの階を降りて、三度礼拝をして返すべし」との御託宣なり。たとへば、順礼望みなれども、手足の適はぬ人は、三十三枚の札を所望して、家の内に押すべし。一度順礼に向かふべし。一度順礼の人に宿貸し、一家の流れを汲む人は必ず成仏疑ひあるべからず。又、札を打ちたるその家には、忝くも天照大神、熊野の権現三十三所観音毎日御影向あるべき」と御誓ひなり。

また、富士権現の御託宣にあり。「順礼の功德広大なる故、谷汲にて札を納め、それより富士禪定致し候はば、一夜垢離にて禪定果たすべし」との御誓ひなり。

経に曰く、「高さも四十里、広さも四十里、四万石を天人の天の羽衣の御手にて、三年一度づつ撫で

て撫で尽くすことあるとも、父、母の恩報じ難し」。さりながら、西国三十三所順礼一度致したる輩は、必ず、父、母の恩報するなり。

この縁起⁽¹⁾一度聴聞の人は、順礼一度したるに当たるべし。この縁起と申（す）は、忝くも閻魔王贊嘆にして、生身の御毫にて、自筆書き送り給ふものなり。これ信仰の人は寿命長遠にして、七珍万宝の泉湧き、又、これを疑ふ人の前にては、語ること勿れ。これを疑ふ人はその身ばかりにてあるべからず、六親、眷属ともに悪道へ墮つべきものなり。

右、この縁起一日に一度読むべし。若（し）読まずは、朝ごとに載くべし。その日の罪を滅し、未来仏果に至るなり。信心すべし。かへすがへすも、今生ばかりの宿、一大事といはんは、これ後生菩提なるべし。油断あるべからざるものなり。しかりといへども、不信心の人は、これを聞く無益なるべし。

（注）

（1） 七一年。

- (2) 齊明天皇二年(六五六)―?。奈良時代の僧。播磨国の人。俗姓は矢田部造。天武四年(六七五)二十歳で出家して、私度の沙弥になる。大和国長谷寺の十一面観音を造立、神亀四年(七二八)長谷寺を建立したとされる。
- (3) ?―寛弘四年(一〇〇七)。平安時代中期の僧。俗姓は橘氏。橘善根の子、書写上人、書写聖とも。天台宗の僧で、康保三年(九六六)書写山円教寺を創建。花山法皇、源信、和泉式部、藤原道長等が尊崇して帰依する。なお、性空上人は平安時代中期の僧で、徳道上人とは時代的に合わない。『西国三十三所観音霊験記真鈔』(宝永二年刊)では、法華経供養の後、徳道上人が閻魔王宮に参っている。近世期の伝承では、徳道が頓死して冥界に至り、閻魔王より観音霊場三十三所を示され、巡礼するよう告げられるのが一般的。
- (4) 七十七年。
- (5) 安和元年(九六八)―寛弘五年(一〇〇八)。
- (6) 第六十五代天皇。在位は永観二年(九八四)―寛和二年(九八六)。冷泉天皇の第一皇子。藤原兼家の謀略により、花山寺(元慶寺)で出家、法名入覚。その後、書写山に参り性空に結縁、比叡山、熊野山などを巡って修行した。
- (7) 石川寺(叡福寺の別称)の僧というが、未詳。熊野権現の変化とされる。なお、叡福寺の南には、花山法皇が建立したという仏眼寺の寺址がある。
- (8) 永観の誤り。九八四年。
- (9) この部分、『西国霊場縁起』(天文五年写、松尾寺蔵)では「中山寺の了長僧都、弁光法印、能範法印両三人を召具して」、『西国順礼縁起』(至徳五年刊、長谷寺本願院蔵刊)では

「弁光僧正、良重、祐懐と共に」とする。また、『西国三十三所名所図会』（嘉永六年刊）では、「冥応集云：弁光僧正、良重、祐懐と共に」とある。

(10) 『西国三十三所観音靈験記真鈔』では「先熊野那智山如意輪堂より」とする。注(9)の前二本も同じ。

(11) 以下の二段落、この縁起聴聞の功德と利益を説き、不信者の無益を述べる。

『西国順礼大縁記』について
—解説並びに翻刻文、校訂・解説文—

稲垣泰一

Saigoku Junrei Daiengi of the Late Edo Period

Taiichi Inagaki

This paper explores the *Saigoku Junrei Daiengi*. A simple description of background is accompanied by explanation of the details of reprint and revision.

Main points are addressed first with an outline of bibliographical data and content. The discussion then probes the historical origins of the pilgrimage to Saigoku's Thirty-three Sacred Kannon and the various aspects of its narrative.

Finally, the special characteristics of this narrative's transmission are discussed with a view to its status, establishment and background.